高知大学授業料・寄宿料免除及び授業料徴収猶予規則

（平成16年４月１日
規 則 第 １４６号）

最終改正　令和６年11月14日規則第44号

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　授業料の免除
第１節　経済的理由による免除（第２条－第６条）
第１節の２　削除
第１節の３　大学等における修学の支援に関する法律に基づく修学の支援を受ける者に対する減免（第６条の３）
第２節　やむを得ない事情による免除（第７条－第11条）
第３節　成績優秀者の免除（第11条の２）
第３章　寄宿料の免除（第12条－第14条）
第４章　授業料の徴収猶予
第１節　授業料の徴収猶予（第15条－第20条）
第２節　独立行政法人日本学生支援機構の授業料後払い制度に係る授業料の徴収猶予（第21条）
附則

第１章　総　則

（趣旨）

第１条　この規則は、高知大学学則第80条第２項及び第３項並びに第82条第３項の規定に基づき、学部学生及び大学院学生（研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生を除く。）（以下「学生」という。）に対する授業料・寄宿料の免除及び授業料の徴収猶予に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第２章　授業料の免除

第１節　経済的理由による免除

（免除の許可）

第２条　学長は、経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、学生の申請に基づき、高知大学学生支援委員会（以下「学生支

援委員会」という。）の議を経て授業料の免除を許可することができる。ただし、令和２年度以降に入学した学部学生は対象としない。

（免除の額）

第３条　免除の額は、各期分の授業料についてその全額又は一部とする。

（申請の手続）

第４条　授業料の免除を受けようとする者は、当該年度に定める所定の期日までに、所定の申請書に関係書類を添えて、学長に提出しなければならない。

２　申請書の様式は、教育を担当する理事が別に定める。

（免除申請者の徴収猶予等）

第５条　第４条の規定に基づき、授業料の免除申請をした者に対しては、免除に係る決定を通知するまでの間、授業料の徴収を猶予する。

２　前項の規定により授業料の徴収を猶予された者で、授業料の一部免除を許可された者及び免除を許可されなかった者は、決定通知の日から起算して21日以内に所定の授業料を納入しなければならない。

（許可の取消し）

第６条　学長は、授業料の免除の許可をした者で、次の各号の一に該当すると認められる場合は、学生支援委員会の議を経て、許可を取り消すものとする。

(1)　虚偽の申請によって許可を受けたことが明らかになったとき。

(2)　免除の理由が消滅したとき。

(3)　その他許可の取消しを適当と認められる理由が生じたとき。

第１節の２　削除

第６条の２　削除

第１節の３　大学等における修学の支援に関する法律に基づく修学の支援を受ける者に対する減免

（大学等における修学の支援に関する法律に基づく修学の支援を受ける者に対する授業料減免）

第６条の３　大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第６号）（以下「関係法令」という。）の規定に基づき、大学等における修学の支援に関する法律第８

条に規定される授業料等減免対象者として認定を受けた者は、関係法令の規定に基づき算定された額について授業料の減免を受けることができる。

２　本学が大学等における修学の支援に関する法律第２条第３項に規定される確認大学等として行う認定については、関係法令に定めるもののほか、第２条、第４条第１項、第５条及び第６条の規定を準用して行うものとする。

第２節　やむを得ない事情による免除

（休学の場合）

第７条　学生の休学を許可した場合は、月割計算により休学当月の翌月（ただし、月の初日から休学を許可された場合は、休学当月）から復学当月の前月までの授業料を免除する。ただし、授業料の納付期限経過後に学生（授業料の徴収を猶予している学生を除く。）の休学を許可した場合は、その期の授業料については、免除しない。

（死亡又は行方不明の場合）

第８条　死亡又は行方不明のため除籍した場合は、未納の授業料の全額を免除する。

（学資負担者の死亡又は災害等による場合）

第9条　次の各号の一に該当する特別な事情により納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料を免除することができる。ただし、当該事由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては、当該期分の授業料を免除することができる。

(1)　授業料の各期ごとの納期前６か月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の免除については、入学前１年以内）において、学生（令和２年度以降に入学した学部学生を除く。）の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡した場合

(2)　授業料の各期ごとの納期前６か月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の免除については、入学前１年以内）において、学生又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(3)　前２号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

２　前項の規定による授業料の免除は、学生の申請に基づき、学生支援委員会の議を経て、学長が許可する。

３　前項の申請は、第４条に規定する提出書類に、次の書類を添えなければならない。

(1)　学資負担者の死亡を理由に出願する場合は、死亡を証明する書類

(2)　学生又は学資負担者の災害を理由に出願する場合は、居住地の市区町村長の発行する罹災証明書

（準用規定）

第10条　第３条の規定は、前条の場合に準用する。

（怠納による除籍の場合）

第11条　授業料を納付しないため除籍した場合は、未納の授業料の全額を免除することができる。

第３節　成績優秀者の免除

（成績優秀者の免除）

第11条の２　学業等成績優秀な学生に対して、授業料を免除することができる。

２　免除の選考等については、別に定める。

第３章　寄宿料の免除

（災害による免除）

第12条　学長は、学生又は学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難と認められる場合は、学生の申請に基づき、学部長等の申出により学生支援委員会の議を経て、災害の発生した日の属する月の翌月から起算して６か月間の範囲内において、学長が必要と認める期間に納付すべき寄宿料の全額を免除する。

２　前項の期間が翌年度にわたる場合は、翌年度の当初において、翌年度分に係る免除の申請を改めて行わなければならない。

３　前項の規定による寄宿料の免除を受けようとする者は、所定の申請書に関係書類及び市区町村長の罹災証明書を添えて、学部長等を経て、学長に提出しなければならない。

４　申請書の様式は、教育を担当する理事が別に定める。

（授業料の怠納による除籍の場合）

第13条　授業料を納付しないため除籍した場合は、未納の寄宿料の全額を免除することができる。

（準用規定）

第14条　第８条の規定は、寄宿料の免除について準用する。

第４章　授業料の徴収猶予

第１節　授業料の徴収猶予

（徴収の猶予）

第15条　学長は、学生が次の各号の一に該当する場合は、当該学生（学生が行方不明の場合はこれに代わる者）の申請に基づき、学生支援委員会の議を経て、授業料の徴収を猶予することができる。

(1)　経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難と認められ、かつ、学業優秀と認められる場合

(2)　行方不明の場合

(3)　学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合

(4)　その他やむを得ない事情があると認められる場合

（徴収の猶予期間）

第16条　前条の規定により授業料の徴収を猶予する期間は、次のとおりとする。

(1)　第１学期分については、６月１日から９月10日まで

(2)　第２学期分については、12月１日から翌年２月10日まで

(3)　第１号の許可を受けた者で、やむを得ない理由のため、その納付期限までに納付がなお困難と認められる者に対しては、更に申請に基づき翌年２月10日まで

（申請の手続）

第17条　授業料の徴収の猶予を受けようとする者は、所定の申請書に関係書類（第15条第２号の場合を除く。）を添えて、当該年度に定める所定の期日までに、前条第３号の場合については８月31日までに、学長に提出しなければならない。

２　前項の申請者で、第15条第３号に該当する場合は、市区町村長の罹災証明書を添えなければならない。

３　授業料の免除について申請中の者は、前２項に定める必要書類を省略することができる。

４　申請書の様式は、教育を担当する理事が別に定める。

（月割分納）

第18条　授業料は、その徴収が猶予された期間内に月割分納することができる。この場合の分納額は、授業料年額の12分の１に相当する額とする。

（準用規定）

第19条　第５条及び第６条の規定は、授業料の徴収猶予について準用する。

（休学又は退学の場合）

第20条　第15条の規定に基づき、授業料の徴収を猶予されている学生が徴収の猶予期限以前に休学又は退学を許可された場合は、月割計算により休学又は退学の翌月（ただし、月の初日から休学又は退学を許可された場合は、休学又は退学の当月）以降に納付すべき授業料の全額を免除する。

第２節　独立行政法人日本学生支援機構の授業料後払い制度に係る授業料の徴収猶予

（申請者の徴収猶予等）

第21条　独立行政法人日本学生支援機構の授業料後払い制度（以下「授業料後払い制度」という。）への採用を希望し申込みをした者に対しては、独立行政法人日本学生支援機構において採用又は不採用が決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する。

２　前項の規定により授業料の徴収を猶予された者が授業料後払い制度に採用となった場合は、独立行政法人日本学生支援機構から本学に振り込まれる授業料相当額を当該者の授業料に充てるものとする。

３　第１項の規定により授業料の徴収を猶予された者が授業料後払い制度に不採用となった場合は、当該者は本学が納付するよう通知した日から起算して21日以内に所定の授業料を納入しなければならない。

附　則

この規則は、平成 16 年４月１日から施行する。

附　則（平成 17 年７月１日規則第 545 号）

この規則は、平成 17 年７月１日から施行する。

附　則（平成 20 年３月 26 日規則第 127 号）

この規則は、平成 20 年４月１日から施行する。

附　則（平成 20 年 12 月 10 日規則第 52 号）

この規則は、平成 21 年４月１日から施行する。

附　則（平成 22 年３月 31 日規則第 124 号）

この規則は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則（平成 24 年５月 23 日規則第 13 号）

この規則は、平成 24 年５月 23 日から施行し、平成 24 年４月１日から適用する。

附　則（平成 24 年６月 27 日規則第 26 号）

この規則は、平成 24 年 10 月１日から施行する。

附　則（平成 25 年１月 23 日規則第 60 号）

この規則は、平成 25 年１月 23 日から施行する。

附　則（平成 28 年３月 23 日規則第 118 号）

この規則は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則（平成 30 年３月 14 日規則第 66 号）

この規則は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月 24 日規則第 95 号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和５年 11 月９日規則第 39 号）

この規則は、令和５年 11 月９日から施行する。

附　則（令和６年６月 17 日規則第７号）

この規則は、令和６年６月 17 日から施行し、令和６年度入学生から適用する。

附　則（令和６年 11 月 14 日規則第 44 号）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。